## 認可保育所の利用定員の変更について

町田市では、「第二期町田市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、5地域(堺、忠生、町田、鶴川及び南)ごとに、教育・保育ニーズへの対応を図っています。待機児童の解消がされていない一方、一部の地域では就学前児童の減少等に伴い、定員に空きのある認可保育所が増えている状況にあります。このため質の高い保育が提供できるよう、認可定員<sup>1</sup>の範囲内で利用定員<sup>2</sup>を変更(減少)するための運用方法の整理を行い、2022年10月1日から運用を開始いたします。

認可保育所の利用定員の変更(減少)について、市内の事業者に対し意向確認調査(202年6月)を実施したところ、5園から申出がありました。各事業者と協議をした結果、3園が取り下げとなり、2園について別紙1のとおり利用定員を変更(減少)いたします。

担当:子ども生活部 子育て推進課

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> 認可定員・・・教育・保育施設の設置にあたり、施設面積や職員配置等によって定められる施設の定員で、都の条例 基準の範囲内で都が「認可」した定員。

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 利用定員・・・施設に支払われる給付費の単価基準となるもので、施設型給付費等の対象施設としての「確認」に あたり、設置者の申請に基づき市が定めた定員。

## 【別紙1】

N	園名	地域	定員	3 号			2 号			-1
No			(在籍)	0 歳児	1 歳児	2歳児	3 歳児	4歳児	5 歳児	計
1	まなざし保 育園	忠生地域	旧	12	18	20	20	20	20	110
			新	12	18	14	19	13	14	90
			(在籍)	(12)	(14)	(8)	(18)	(12)	(13)	(77)
			【変更理由】(施設側記載)							
			2 号児の定員割れにより認可定員の変更が困難であり、やむを得ず利用							
			定員の変更が必要なため。							
			【協議結果】							
			当該施設は2歳児、4歳児及び5歳児の欠員が多く、利用定員の減少は							
			やむを得ないと考える。利用定員の減少にあたっては、3~5歳児に受け							
			入れ枠を1名ずつ残し、今後の利用希望者にも配慮した定員構成にしてい							
			る。また、近隣の保育所においても当該年齢区分に欠員が生じているた							
			め、当該施設の利用定員減少による保育ニーズの確保量の不足は生じない							
			と考える。							
No	園名		定員	3号			2号			計
			(在籍)	0 歳児	1歳児	2歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	
	なごみ第二保育園	町田		6	14	20	20	20	20	100
			新	6	14	20	17	14	19	90
			(在籍)	(6)	(15)	(20)	(16)	(11)	(17)	(85)
			【変更理由】(施設側記載)							
			恒常的な定員未充足が続いているため。							
			【協議結果】							
			当該施設は3号児の定員は充足し、1歳児については定員の弾力化も行							
2			っているものの、2号児に多数欠員が生じており、特に4歳児の欠員が目							
			立っている。利用定員の減少にあたっては、3~5 歳児に受け入れ枠を1							
			名以上ずつ残し、今後の利用希望者にも配慮した定員構成にしている。ま							
			た、近隣の保育所においても当該年齢区分の欠員は生じているため、当該							
			施設の利用定員減少による保育ニーズの確保量の不足は生じないと考え							
			る。							
			なお、3~5 歳児については、新定員の枠内で入所の募集を行う。							